

2022年6月9日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目18番9号

**株式会社 テ ス ク**

代表取締役社長 梅 田 源

## 第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、できる限りご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄一丁目18番9号 本社1階会議室  
(2020年9月の本社移転により株主総会の開催場所が上記所在地へ変更となっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)   
本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
3. 目的事項  
報告事項 第48期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ・また、配当については、取締役会決議としており、本招集ご通知とともに配当金に関する重要書類につきましても同封させていただいております。
- ・なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kktisc.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

#### 〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kktisc.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
- ・マスク持参・着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただく場合がございます。
- ・発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方、又はこれらに準ずる方は、入場をお断りする場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない方、体調がすぐれない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。また、当社役員につきましても、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2021年4月～2022年3月）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限と緩和が繰り返される中、2021年度の実質GDPは前年比プラスに転じる見通しとなるなど、回復基調にあります。しかし、ウクライナ情勢等により、エネルギー・原材料価格の上昇や内外金利差の拡大による為替変動など景気を下押しするリスクに引き続き留意が必要な状況にあります。

当社の主要顧客である流通業界におきましては、販売額は全般的に堅調に推移しているものの、消費者の生活スタイルの大きな変化への対応や業態間競争の激化に加え、原料高・原油高・円安により仕入コストが増加しつつあるなど、収益面においては、業種・業態・地域等によって明暗が分かれる状況にあります。

また、当情報サービス業界におきましては、DX推進の追い風によりIT投資の増加基調は引き続き強く、更なる需要拡大も期待されますが、慢性的なICT人材不足の中での高スキルのエンジニア確保や、半導体不足によるIT機器の不足の影響など、様々な課題にも同時に対処する必要に迫られております。

このような状況下、当社におきましては、主力のオリジナルパッケージ・ソフトウェア「CHAINS Z」や「GROWBS III」を軸とするプロジェクトが引き続き順調に受注できており、新サービスである商談.netとSafriについても受注件数が増えております。また、大型案件等の受注プロジェクトは堅実に進捗し、着実に検収・納品できていることが、定常収入の安定的な増加につながる好サイクルが定着化しつつあります。

この結果、当事業年度の売上高は21億55百万円（前年同期比108.9%）、営業利益は2億36百万円（前年同期比136.1%）、経常利益は2億37百万円（前年同期比139.7%）、当期純利益は2億26百万円（前年同期比127.9%）となりました。

品目別の売上状況につきましては次のとおりであります。

品 目	第 47 期		第 48 期	
	売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比
	(千円)	(%)	(千円)	(%)
システム開発売上高	1,390,268	70.2	1,486,136	68.9
商 品 売 上 高	577,331	29.2	636,259	29.5
不動産事業売上高	12,215	0.6	33,568	1.6
合 計	1,979,815	100.0	2,155,964	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### ② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は201,789千円で、その主なものは次のとおりであります。

・ 工具、器具及び備品	
クラウド用コンピュータ機器	69,345千円
・ リース資産	
クラウド用コンピュータ機器	67,124千円
・ ソフトウェア	
当期開発の市場販売目的ソフトウェア	62,180千円

### ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2018年度 (第45期)	2019年度 (第46期)	2020年度 (第47期)	2021年度 (第48期)
売 上 高	1,490,371	1,758,516	1,979,815	2,155,964
営 業 利 益	110,653	225,396	173,566	236,154
経 常 利 益	124,312	235,817	169,709	237,001
当 期 純 利 益	77,810	172,953	176,925	226,306
1株当たり当期純利益	229円72銭	510円62銭	522円35銭	709円09銭
総 資 産	1,485,727	2,742,961	3,615,665	3,785,813
純 資 産	941,282	1,092,483	1,251,072	1,345,072

(注) 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、顧客の業務を深く理解した上で高付加価値なソフトウェアを提供するために必要なプロジェクトマネジメントを行うことのできる専門性の高いエンジニアの確保、オリジナルパッケージ・ソフトウェアである「CHAINS Z」及び「GROWBS III」への継続的な投資による機能強化、及びクラウドサービスや保守サポートなどの定常収入が得られる継続ビジネスの充実と受注の拡大と認識しております。

当社は「量販型の流通業のお客様に特化した総合ITベンダー」として、社会から必要とされる会社としてあり続けるために、地に足を着けて以下に取り組んでまいります。

##### ①専門性の高い人材の育成及び確保

流通業のお客様の経営課題・業務課題を正しく理解した的確な提案をすることができる専門性の高い人材を育成するため、テクニカルスキル及びビジネススキルの向上に資する社員教育に経営資源を投下し、採用活動を強化することにより人材の育成・確保に取り組んでまいります。

##### ②当社オリジナルパッケージ・ソフトウェアの機能強化

オリジナルパッケージ・ソフトウェアである「CHAINS Z」及び「GROWBS III」へのサービス提供範囲を拡大するとともに、お客様の求める新しい機能を創出するため、継続的に高水準な投資を行うことによりオリジナルパッケージ・ソフトウェアの機能強化に取り組んでまいります。

##### ③プロジェクトマネジメントの効率化

短納期でリーズナブルなシステムをお客様に提供するため、システム開発プロセスの標準化を推進し、手順を効率化することで、より効率的なプロジェクトマネジメントの仕組の構築に取り組んでまいります。

##### ④クラウドサービス及び保守サポートの受注拡大

クラウドサービスや保守サポートなどの定常収入が得られる継続ビジネスの充実のため、ハードウェアからソフトウェアまで一貫して提供するクラウドサービスを強化し、保守サポートを通じてお客様の事業を的確にサポートすることで顧客満足度を高め、継続ビジネスの受注拡大に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症がさらに拡大した場合には、一定の事業運営の停止が予想されますが、感染予防に努め、重要な社会インフラを担われている流通業のお客様を、システムの側面から支援し続けてまいります。

今後とも経営基盤の強化及び業績の向上に努めてまいります所存でございます。株主の皆様におかれましては、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は、流通業を主要顧客とし、

- ・受託ソフトウェア開発
- ・パッケージ・ソフトウェアの開発・販売
- ・ソフトウェア保守業務の受託
- ・コンピュータ機器販売
- ・コンピュータ機器保守業務の受託
- ・クラウドサービス

を主として行っております。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	愛知県名古屋市中区栄一丁目18番9号
東 京 事 業 所	東京都中央区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
107名	9名増	38.8歳	12.9年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	1,804,960千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 350,000株（自己株式 43,890株含む）
- (3) 株主数 196名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
梅田源	67,600株	22.08%
テスク従業員持株会	55,014	17.97
梅田渉	27,400	8.95
株式会社名古屋銀行	14,000	4.57
株式会社トーカン	9,800	3.20
兵藤光沖	6,991	2.28
山田正明	6,129	2.00
岡本匡弘	4,800	1.56
稲葉史玉	4,400	1.43
三浦英二	4,400	1.43

- (注) 1. 当社は、自己株式を43,890株保有しておりますが、上記大株主からは除外していません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	梅田源	
常務取締役	三浦英二	営業本部長
取締役	前田倫明	東日本システム部長
取締役	小橋敏男	管理部長
取締役 (監査等委員)	横山真次	
取締役 (監査等委員)	神谷亨	セントラルフォレストグループ株式会社 専務取締役 株式会社トーカン取締役 三給株式会社代表取締役会長
取締役 (監査等委員)	後藤雅彦	

- (注) 1. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）は全員、社外取締役であります。
2. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 社外取締役である横山真次氏は、名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
4. 当社は横山真次氏、神谷亨氏及び後藤雅彦氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。



## (2) 取締役の報酬等

### ①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	60,613 (-)	60,613 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	4,200 (4,200)	4,200 (4,200)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	64,813 (4,200)	64,813 (4,200)	- (-)	- (-)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬額は、2015年6月24日開催の第41期定時株主総会において年額90,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。なお、当該定時株主総会が終結した時点での取締役(監査等委員を除く。)の員数は、4名(うち社外取締役0名)です。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年6月24日開催の第41期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会が終結した時点での監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役3名)です。

### ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

#### 2. 固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、固定報酬で構成するものとする。月例で支払う固定報酬は、担当職務、貢献度及び世間水準等を総合的に勘案して決定するものとする。

### ③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長 梅田 源がその具体的内容について委任を受けるものとする。これらの権限を委任した理由は、各取締役の役位・職域等の評価を行うため、当社全体を俯瞰することができる代表取締役社長が最も適しているためであります。

- ④当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の報酬関係の基本方針は、2021年6月25日に提出しました有価証券報告書に記載した内容のとおりとなっております。当該内容は、2021年2月15日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）神谷亨氏は、株式会社トーカンの取締役であり、かつ同社の親会社であるセントラルフォレストグループ株式会社の専務取締役並びに同社の子会社である三給株式会社の代表取締役会長であります。株式会社トーカンは当社の大株主であり、当社と同社との間には、当社商品売上に関する取引がありますが、その年間取引金額が当社の売上高に占める比率は1%未満であり、僅少であります。当社とセントラルフォレストグループ株式会社及び三給株式会社との間には、取引はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況 及 び 発 言 状 況
監査等委員 横山真次	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会6回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、財務的な観点から適宜必要な発言を行っております。
監査等委員 神谷亨	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会6回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、企業統治並びに経営全般の観点から適宜必要な発言を行っております。
監査等委員 後藤雅彦	当事業年度に開催された取締役会7回全て、監査等委員会6回全てに出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、当社の経営に対し、経営全般の観点から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の総額
当事業年度に係る会計監査人の報酬の額	13,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制及び運用の状況に関する事項

#### 【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①取締役及び使用人が法令や諸規程を遵守し、社会規範に則した行動を行うために、コンプライアンスガイドラインを定め、常に良識ある企業活動を行うことを徹底する。
  - ②コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設けており、問題点を把握するとともに必要な改善を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令・社内規程に基づき、適切に保存・管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

重要なリスクが発生した場合には、取締役会等において対処方法を審議する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①定例取締役会を開催するほか、必要の都度、臨時取締役会を開催し、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
  - ②全社及び各部門の目標値を設定し、その実績並びに進捗状況を業績検討会議にて報告、検討することにより、その達成と収益の確保を図る。
- (5) 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととする。
- (6) 監査等委員の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査等委員の補助者を置くこととし、その任命・異動については監査等委員の同意を受けるものとする。また、その補助者の評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

また、補助使用人が監査等委員の職務の補助業務を行う場合は、監査等委員の指揮命令に従うものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
  - ①監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、業務の執行状況や経理の状況などについて報告を受ける。

- ②取締役及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員に報告する。
- (8) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 内部通報制度である「コンプライアンスガイドライン」を設け、法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、監査等委員及び内部監査室のスタッフが連携し、通報者に不利益が生じないことを確保する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①監査等委員は、代表取締役をはじめ他の取締役及び使用人に対し、必要に応じヒアリングや意見交換を実施する。
- ②監査等委員は、内部監査室と連携して職務に当たるとともに、公認会計士とも意見及び情報交換を行い、効率的な監査を実施する。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性と適正性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、必要な是正を行う。

#### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況】

- (1) コンプライアンスに対する取組み
- 定例の定時取締役会は、事業の健全な発展と業務の適正化、経営課題等について討議しております。
- (2) リスクマネジメント体制
- 内部監査室において内部統制システム全般について、また情報セキュリティ基本方針に基づいた情報セキュリティマネジメントシステムが有効に機能しているか定期的な内部監査によって当該リスクの管理状況について監査しております。
- (3) 監査等委員の職務の執行
- 監査等委員は取締役会への参加とともに、適宜代表取締役との意見交換を行っております。また、内部監査室及び会計監査人との意見交換も行い、三様監査を実施し、それぞれの実効性を高めるため相互連携を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配当につきましては、株主への利益還元の充実と安定した配当を継続して実施することを重要な経営目的と位置付け、あわせて、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保などを総合的に勘案して決定しております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績などを勘案し、前期の配当金と同額となる1株当たり60円とさせていただきます。

内部留保資金につきましては、市場ニーズに応える新技術への対応並びに製品開発強化に有効投資するとともに、財務体質の強化を図り、安定的な経営基盤の確立に努めてまいり所存であります。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,658,617	流動負債	564,581
現金及び預金	977,422	買掛金	74,835
電子記録債権	16,500	1年内返済予定の長期借入金	63,360
売掛金及び契約資産	571,310	リース債務	56,809
リース投資資産	966	未払金	30,475
有価証券	2,997	未払費用	24,772
商品及び製品	125	未払法人税等	49,919
仕掛品	22,063	前受金及び契約負債	88,934
前払費用	64,163	未払消費税等	107,182
その他	3,068	預り金	9,833
固定資産	2,127,195	賞与引当金	56,500
有形固定資産	1,898,277	受注損失引当金	1,959
建物及び構築物	1,174,604	固定負債	1,876,160
工具、器具及び備品	112,508	長期借入金	1,741,600
土地	461,491	リース債務	108,245
リース資産	149,673	その他	26,314
無形固定資産	51,800	負債合計	2,440,741
ソフトウェア	51,654	(純資産の部)	
その他	145	株主資本	1,310,797
投資その他の資産	177,117	資本金	302,000
投資有価証券	100,024	資本剰余金	106,146
長期前払費用	34,357	資本準備金	106,146
繰延税金資産	16,113	利益剰余金	1,027,184
その他	26,622	利益準備金	15,729
資産合計	3,785,813	その他利益剰余金	1,011,455
		別途積立金	200,000
		繰越利益剰余金	811,455
		自己株式	△124,532
		評価・換算差額等	34,274
		その他有価証券評価差額金	34,274
		純資産合計	1,345,072
		負債純資産合計	3,785,813

# 損 益 計 算 書

（ 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		2,155,964
売 上 原 価		1,495,202
売 上 総 利 益		660,761
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		424,607
営 業 利 益		236,154
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,056	
助 成 金 収 入	9,736	
そ の 他	1,279	14,073
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,987	
支 払 手 数 料	237	13,225
経 常 利 益		237,001
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	60,222	60,222
税 引 前 当 期 純 利 益		297,223
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	75,516	
法 人 税 等 調 整 額	△4,599	70,916
当 期 純 利 益		226,306



# 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
2021年4月1日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	604,347	820,076	△23,798	1,204,424	
会計方針の変更による累積的影響額						1,123	1,123		1,123	
会計方針の変更を反映した当期首残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	605,471	821,200	△23,798	1,205,547	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△20,322	△20,322		△20,322	
当期純利益						226,306	226,306		226,306	
自己株式の取得								△100,734	△100,734	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	205,984	205,984	△100,734	105,250	
2022年3月31日残高	302,000	106,146	106,146	15,729	200,000	811,455	1,027,184	△124,532	1,310,797	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日残高	46,648	46,648	1,251,072
会計方針の変更による累積的影響額			1,123
会計方針の変更を反映した当期首残高	46,648	46,648	1,252,195
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△20,322
当期純利益			226,306
自己株式の取得			△100,734
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△12,373	△12,373	△12,373
事業年度中の変動額合計	△12,373	△12,373	92,876
2022年3月31日残高	34,274	34,274	1,345,072

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 50年

建物附属設備 8～18年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（市場販売目的）については、3年以内の見込販売可能期間（完成年度を含む3年間）で均等償却

なお、ソフトウェア（自社利用目的）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### ③ リース資産

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

#### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### ① 受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積もりの方法は、コストに基づくインプット法によっております。なお、一定の期間にわたり充足される履行義務について履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることのできないものについては、原価回収基準で収益を認識しております。また、契約期間がごく短いものや金額的重要性が乏し

いものについては検収基準で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 退職給付制度

当社は確定拠出型の退職金制度を採用しており、従業員退職金の100%について、特定退職金共済制度に加入しております。

なお、2022年3月31日現在の積立金合計額は101,383千円であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。また、同一の顧客とほぼ同時に締結した複数の契約に関し、契約の結合の要件を満たす場合につきましては、当該複数の契約を結合し単一の契約とみなして処理する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が63,153千円増加し、売上原価は56,695千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,458千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は、1,123千円増加しております。

なお、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、当事業年度より「前受金及び契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 進捗率を原価比例法で見積もる収益認識 222,625千円

受注制作のソフトウェアに係る売上高は、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法にて算出しております。一定の期間にわたる履行義務の充足に係る進捗度の見積もりの方法は、コストに基づくインプット法によっております。

- (2) 原価回収基準による収益認識 55,153千円

受注制作のソフトウェアに係る売上高のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものについては、原価回収基準で収益を認識しております。

- (3) 受注損失引当金 1,959千円

受注契約に係る将来の損失に備えるため、受注契約に係る損失見込額を計上しておりますが、予定費用を超過した場合は追加引当が必要となる可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保資産及び担保対応債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	1,170,582千円
土地	461,491千円
計	1,632,073千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	63,360千円
長期借入金	1,741,600千円
計	1,804,960千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 341,254千円

- (3) 国庫補助金受入れによる有形固定資産の圧縮記帳額は、建物134,453千円であり取得価額より減額しております。

- (4) 受注損失引当金

損失の発生が見込まれる業務委託契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金527千円を相殺して表示しております。

### 5. 損益計算書に関する注記

売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 1,247千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	350千株	一千株	一千株	350千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11千株	32千株	一千株	43千株

#### (変動事由の概要)

2021年8月23日開催の取締役会決議による自己株式の取得 32,600株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

2021年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 20,322千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月11日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2022年5月23日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・配当金の総額 18,366千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月10日

### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品の状況に対する取組方針

資産運用は、長期的、大局的見地に立って運用を行い、安全性、流動性、収益性を考慮して行っております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を目的としておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長4年11か月であります。

長期借入金は、主に、新社屋建設に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後28年6か月であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、受注前に取引先の状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含まれておりません。（注）2.を参照ください）。また現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①リース投資資産	966	967	1
②有価証券及び投資有価証券	98,118	98,118	—
資産計	99,084	99,085	1
③リース債務 (1年内返済予定含む)	165,054	163,643	△1,411
④長期借入金 (1年内返済予定含む)	1,804,960	1,841,461	36,501
負債計	1,970,014	2,005,104	35,090

(注)1. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,904

これらについては、「②有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

2. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	63,360	63,360	63,360	63,360	63,360	1,488,160
リース債務	56,809	50,422	33,401	15,505	8,915	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを算定した時価

① 時価で貸借対照表に計上している金融資産および金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	98,118	-	-	98,118
資産計	98,118	-	-	98,118

② 時価で貸借対照表に計上しない金融資産および金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	967	-	967
資産計	-	967	-	967
リース債務 (1年内返済予定含む)	-	163,643	-	163,643
長期借入金 (1年内返済予定含む)	-	1,841,461	-	1,841,461
負債計	-	2,005,104	-	2,005,104

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

リース投資資産

リース投資資産の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。なお、算定には観察可能なインプットに国債利回りを用いているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価について、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

リース債務及び長期借入金 (1年内返済予定含む)

これらは、元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。これらは、観察可能なインプットに国債利回りを用いて算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。



## 8. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、愛知県において、本社ビル（土地を含む）を有しております。その一部を賃貸用としているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
1,632,073	1,846,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から固定資産圧縮額及び減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）に時点修正を加えた金額であります。

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

賞与引当金	17,289千円
未払事業税	4,590千円
未払法定福利費	2,740千円
ソフトウェア	5,373千円
減損損失	490千円
投資有価証券評価損	4,395千円
受注損失引当金	673千円
その他	1,038千円
繰延税金資産小計	36,591千円
評価性引当額	△5,366千円
繰延税金資産合計	31,225千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,112千円
繰延税金負債合計	△15,112千円
繰延税金資産の純額	16,113千円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引はありません。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)	合計
	システム開発		
①システム開発	1,486,136	—	1,486,136
②商品	617,239	—	617,239
③その他	—	1,443	1,443
顧客との契約から生じる収益	2,103,375	1,443	2,104,818
その他の収益	19,020	32,124	51,144
外部顧客への売上高	2,122,395	33,568	2,155,964

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の事業を含んでおります。

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① システム開発

システム開発においては、当社独自の流通業向けパッケージ・ソフトウェアの開発・販売、ASPサービスや、これらに関連した受託開発業務及び保守業務等をいい、履行義務が充足された一時点又は一定の期間にわたり、収益を認識しております。

#### ② 商品

商品においては、コンピュータ機器の販売、保守業務及びクラウドサービス業務等をいい、履行義務が充足された一時点または一定の期間にわたり、収益を認識しております。

#### ③ その他

その他においては、不動産賃貸等の事業のうち、水道光熱費をいい、履行義務が充足された一定の期間にわたり、収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	248,317千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	378,722千円
契約資産（期首残高）	29,039千円
契約資産（期末残高）	192,588千円
契約負債（期首残高）	46,212千円
契約負債（期末残高）	85,941千円

契約資産は、主に、顧客のシステム開発について、期末時点で仕掛品にかかる対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該システム開発に関する対価は、取引先に検収後、直ちに請求し、一定期間後に受領しております。契約負債は、主に、顧客のシステム開発において、代金を分割して受領した前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、46,114千円であります。また、当事業年度において、契約資産が163,549千円増加した主な理由は、新規案件の受注が増加しているためです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引は299,220千円であり、すべて今後1年以内に収益を認識すると見込んでおります

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	4,394円08銭
(2) 1株当たり当期純利益	709円09銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社テスク  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人 名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 古 田 賢 司 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本 田 一 暁 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テスクの2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株 式 会 社 テ ス ク 監 査 等 委 員 会

監 査 等 委 員 横 山 真 次 ⑩

監 査 等 委 員 神 谷 亨 ⑩

監 査 等 委 員 後 藤 雅 彦 ⑩

(注) 監査等委員横山真次、神谷亨及び後藤雅彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	う め だ はじめ 梅 田 源 (1978年6月24日)	2002年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2010年4月 当社入社 2010年6月 当社取締役 2010年10月 当社取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役社長（現任）	67,600株
2	み うら えい じ 三 浦 英 二 (1960年8月3日)	1983年3月 当社入社 2006年6月 当社取締役 2014年4月 当社取締役営業部長 2019年4月 当社取締役営業本部長（現任）	4,400株
3	かた おか とも み 片 岡 知 己 (1969年3月15日)	1992年4月 当社入社 2013年1月 当社インフラサービス部長 2016年10月 当社流通・インフラサービス部長 2017年4月 当社流通第1システム部長（現任）	2,700株
4	よし ざわ ひろ ゆき 吉 澤 博 之 (1969年4月4日)	1992年4月 当社入社 2012年7月 当社製品企画・プロジェクト支援部長 2017年7月 当社小売第1システム部長 2020年8月 当社製品企画・プロジェクト支援部長（現任）	1,900株

- (注) 1. 片岡知己氏及び吉澤博之氏は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考)

取締役（監査等委員含む）スキルマトリックス（本総会において各候補者が選任された場合）

当社における地位	氏名	企業経営	営業マーケティング	財務・会計・法務	システム開発	企画・研究開発	リスクマネジメント	ガバナンス・内部統制	人事・組織
代表取締役	梅田 源	○	○						○
常務取締役	三浦 英二	○	○					○	
取締役	片岡 知己				○	○	○		
取締役	吉澤 博之				○	○			
(社外)監査等委員	横山 真次	○		○				○	
(社外)監査等委員	神谷 亨	○		○			○	○	○
(社外)監査等委員	後藤 雅彦	○	○		○				

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.

# 株主総会会場ご案内図

名古屋市中区栄一丁目18番9号

当社 本社1階会議室

TEL 052-222-1000 (代表)



## 交通のご案内

- ・ JR・名鉄・近鉄 名古屋駅より徒歩約17分
- ・ 地下鉄（東山線・鶴舞線）伏見駅（7番出口）より徒歩約8分
- ・ 市バス

系統	名駅 16	名古屋駅（東新町経由左回り）
	名駅 16	広小路本町（柳橋経由）
	C 758	名古屋駅（広小路栄）

バス停「名古屋駅」（ミッドランドスクエア西側・21番のりば）より乗車、  
バス停「柳橋（1番）」で下車（乗車時間約5分）、徒歩4分